

さぬき暮らし学生応援補助金に関する質問～令和6年度～

※質問および回答については、例示となります。

詳しくは要件などをご確認ください。

Q1

市内に元々住んでいましたが、市外の大学に入学したことから、通学のために市内で転居しました。対象になりますか？

A1

対象になります。

Q2

賃貸借契約した住宅へ、県外にある住民票を異動させていませんが、補助金の対象になりますか？

A2

対象になりません。当該住宅に住民票を異動していることが交付条件の一つとなります。

Q3

親の名義で民間賃貸住宅を契約しました。対象になりますか？

A3

対象になります。

Q4

令和6年4月1日にさぬき市内の大学に入学しましたが、現在も隣県の実家に住んで通学しています。【令和6年7月】にさぬき市内の民間賃貸住宅を契約して、転入する予定です。令和6年度から申請できますか？

A4

令和6年度は申請できません。令和6年度においては、【令和6年6月30日】までに転入した方が申請できます。令和7年度の申請をご検討ください。

Q5

令和3年4月1日に入学し、令和6年度は大学4年生ですが、申請できますか？

A5

申請できません。令和4年4月1日から令和7年6月30日までの間に新たに学生になったことが要件となります。

Q6

令和6年度に専門学校（3年制）に入学しましたが、卒業した後も市内に住み続けければ4年目は申請できますか？

A6

申請できません。当該補助金は学生として在籍していることが交付条件の一つとなります。

Q7

令和6年度に大学に入学しました。卒業するまでに5年以上かかる場合は5年目以降も申請できますか？

A7

申請できません。当該補助金の交付期間は最長4年です。

Q8

賃貸借契約書がありません。

A8

本契約に係る不動産仲介会社等へご相談ください。

なお、賃貸借契約書と「賃貸借【保障】契約書」は異なりますのでご注意ください。

Q9

令和5年度にさぬき暮らし学生応援補助金の交付を受けましたが、将来的に結婚新生活支援金の申請はできますか？

A9

申請できません。さぬき暮らし学生応援補助金を受けると、利用できない支援制度があります。詳しくは要件または申請書別紙をご確認ください。